

- I. 委託業務の概要
- II. 契約に関する事務手続
- III. 契約変更に関する事務手続
- IV. 経理処理について
- V. 物品費について
- VI. 人件費・謝金について
- VII. 旅費について
- VIII. その他経費について
- IX. 間接経費について
- X. 再委託費・共同実施費について
- X I. 検査
- X II. 委託費の支払

### **X III. 研究開発資産・知的財産権について**

- 1. 研究開発資産の取り扱い P. 162
- 2. 資産管理の注意点 P. 162
- 3. 知的財産権について P. 163

- X IV. 成果報告と研究成果の発信
- X V. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録

## 1. 研究開発資産の取り扱い

委託業務（共同研究業務を含む。以下同じ）を実施するために購入し、または製造した取得財産（機械装置、車両運搬具、工具等）を研究開発資産（あるいは単に資産）といい、その所有権は、大学・国立研究開発法人等との委託契約においては契約約款に基づき、検収または竣工検査をした時をもって大学・国立研究開発法人等に帰属することとしています。

本章で記載する内容は、所有権が大学・国立研究開発法人等に帰属する資産の取り扱いであり、NEDOに帰属するもの（※）の取り扱いとは異なります。

※ 所有権がNEDOに帰属するものの例

- ・ NEDO委託業務で企業等が取得した資産（大学に設置されているものを含む）。  
委託／補助・助成 業務 Q&A Q11-7を参照ください。
- ・ 2007年度以前に私立大学において取得した資産（2008年度以降の資産の帰属に関する特別約款のない契約により取得したもの）。

これらの取り扱いは「委託業務事務処理マニュアル」や「NEDOのHP、資産・知財のページ」<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html> をご確認ください。プロジェクト担当部までお問い合わせください。

## 2. 資産管理の注意点

### (1) 目的外使用について

NEDO委託業務を実施している期間は、原則として取得した資産を委託業務以外の目的に使用することはできません。委託業務以外の目的に使用する場合には、業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）第20条第4項ただし書に基づくNEDOの事前承認が必要となります。ただし、以下の基準を満たす場合には、NEDOが包括的に事前承認を与えたものとみなし、当該委託業務以外の研究や教育活動などに使用することができます。

- ・ 当該委託業務の推進に支障がないこと。
- ・ 使用目的は、収益事業ではないこと。
- ・ 資産の使用にかかる実費および修理費は、自己負担とすること。
- ・ NEDOが当該委託業務以外への使用状況について報告を求めたときは、回答すること。

### (2) 善管注意義務

大学・国立研究開発法人等は、業務委託契約に基づき善良な管理者の注意をもって資産の管理を行わなければなりません（業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）第20条第2項）。資産に事故等が発生した際には、大学・国立研究開発法人等が復旧することになります。

### (3) 資産の表示

大学・国立研究開発法人等は、取得財産について標示票（様式は問いません。）を貼付し他の財産と区分して、管理してください（業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）第20条第3項）。

- ・ 所有権がNEDOに帰属するものはNEDOのウェブサイトを参照してください  
（トップページ>実施者募集(公募)>委託、補助・助成事業の手続き>  
委託事業の手続き:資産・知財・データマネジメント  
<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>)

## 3. 知的財産権について

### (1) 日本版バイ・ドール条項

- ・ NEDOでは、委託先における研究開発のインセンティブや成果意欲を高め、開発成果を効果的に社会還元するとの狙いから「日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法第17条）」を適用し、原則として以下の条件を約定することにより、当該委託研究に係る知的財産権は、委託元であるNEDOに譲り渡すことなく、委託先に帰属することとしています（業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）（以下「約款」という。）第31条）。

- ① 委託研究に係る知的財産権の出願、申請等の手続を行った場合、NEDOに報告すること。
- ② 国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償でNEDOに実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間利用していない場合、国の要請に応じて、第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の移転または専用実施権等の設定・移転（以下「移転等」という。）の承諾をしようとする場合、NEDOの事前承認を得ること（2009年度以降の新規契約に係る成果から適用）。
- ⑤ NEDOが実施する利用状況調査（バイ・ドール調査）に対して回答すること（2011年度以降の新規契約に係る成果から適用）。

- ・ 約款では、これら知的財産権について、受ける権利の発生、権利の取得、権利の利活用に関し、NEDOに報告するよう規定しています（約款第24条、第29条、第32条、第33条および第34条）。

### (2) 移転または専用実施権設定等時の事前承認

- ・ 2009年度以降の新規契約に係る成果の知的財産権について移転をするときは、以下の場合

を除き、事前にNEDOの承認が必要になります（約款第31条の3第1項）。また、当該知的財産権について専用実施権等の設定又は移転の承諾をする場合にも、以下の場合を除き、事前にNEDOの承認が必要になります。（約款第31条の3第2項）。

- ①合併・分割（一般承継）による場合\*1
- ②技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者（承認TLO）又は認定事業者（認定TLO）に移転等する場合

\*1:2014年7月16日以降の公募案件は特別約款により、2015年度新規契約については2015年3月18日改正の約款により（2015年11月14日契約分まで）、SIP（戦略イノベーション創造プログラム）における2014年7月16日以降の契約は特別約款により、事前承認が必要です。

- ・事前承認の対象となる知的財産権として、例えば特許権のほか特許を受ける権利も含まれます。したがって、出願前の移転（プロジェクト参加者間での移転や持分の一部譲渡を含む。）も事前承認の対象となります。
- ・移転等をする場合、約款第31条第3項および第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32条、第33条ならびに第34条の規定の適用に支障を与えないよう移転先等に約定させてください（約款第31条第5項）。
- ・前記①および②の事前承認が不要の場合であっても、知的財産権移転等届出書を事前にNEDOに提出する必要があります（約款第31条の4第1項）（2015年11月15日以降の新規契約に係る成果から適用）。

### （3）国等の委託による研究成果に係る出願である旨の記載

- ・国内の特許出願等の願書およびPCT国内書面には、国等の委託による研究成果に係る出願である旨を記載してください（約款第32条第2項）。

### （4）知的財産権放棄の届出（2015年11月15日以降の新規契約に係る成果から適用）

- ・知的財産権（特許権等登録が行われたもの）を放棄する場合は、当該知的財産権の放棄を行う前に、知的財産権放棄届出書をNEDOに提出する必要があります（約款第31条の5）。

### （5）封印申請書の提出

- ・業務委託契約締結以前に保有している重要技術情報については必要に応じて封印申請書（約款第30条）を提出してください。なお、封印申請書はNEDOに成果報告書が受領されるまでは保管が必要です。

(6) NEDOプロジェクトマネジメントシステム（以下「PMS」という）による知的財産権に関する申請、報告等の手続

・約款の規定に基づきNEDOに報告する以下の知的財産権に関する書類は、2020年6月から全てPMSで提出し、約款の規定に基づきNEDOに報告したものとみなします。

- (a) 産業財産権出願通知書 (約款第32条第1項)
- (b) 産業財産権等出願後状況通知書 (約款第33条)
- (c) 知的財産権移転通知書 (約款第33条)
- (d) 知的財産権利用届出書 (約款第34条)
- (e) 知的財産権移転承認申請書 (約款第31条の3第1項)
- (f) 専用実施権等設定承認申請書 (約款第31条の3第2項)
- (g) 知的財産権移転等届出書 (約款第31条の4第1項)
- (h) 知的財産権放棄届出書 (約款第31条の5)

(7) PMS知財機能の利用方法（注意：契約年度の時期により利用申請の方法が異なります）

① 2019年10月時点およびこれ以降に委託契約が行われており、NEDOから利用の申請を行うように依頼があった事業者は、登録完了後にログインし、各契約のメニューから「知財」アイコンをクリックしてご利用ください。

なお、利用方法の詳細は、トップページ>実施者募集(公募)>委託、補助・助成事業の手続き>委託事業の手続き:資産・知財・データマネジメントの「知的財産権関係」をご覧ください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>

② 2019年9月以前に委託契約が終了した事業者で当該契約においてPMSのIDを取得していない事業者は、以下のPMS利用申請申込からご登録ください。



リンク先：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/ou1u1f3k2pgd>

③ 詳細な手続方法については、上記「(6) PMSによる知的財産権に関する申請、報告等の手続」で案内しているNEDOウェブサイトの知的財産権管理業務の説明資料等を参照してください。

リンク先：<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>

(8) 補足

- ・(1) ①に記載のとおり、委託研究に係る知的財産権は、NEDOに報告することにより委託先に帰属することとなるので、適切に報告ができる体制を整備したうえで漏れのないように報告してください。

<知的財産権の取得等に関する報告一覧>

知的財産権 タイミング	特許権 実用新案権 意匠権 育成者権	回路配置 利用権	著作権 (成果報告書等を 除く著作権)	ノウハウ
成果報告書提出				NEDO と委託先が協議の上、NEDO が指定した技術情報を提出(約款第29条)
出願 (PCT 国内移行書面の提出を含む)	産業財産権出願通知書の提出(約款第32条第1項により60日* <sup>2</sup> 以内)			
登録 (著作権は登録時または権利行使・利用許諾時)	産業財産権等出願後状況通知書の提出(約款第33条第1項により特許公報等発行の日から60日* <sup>2</sup> 以内)		産業財産権等出願後状況通知書の提出(約款第33条第2項により速やかに)	
権利移転時	知的財産権移転承認申請書によるNEDOの事前承認* <sup>3</sup> または知的財産権移転等届出書* <sup>4</sup> 提出および知的財産権移転通知書の提出(約款第33条第3項により移転を行った日から60日以内* <sup>2</sup> )			
実施または実施許諾	知的財産権利用届出書を提出(約款第34条第1項により利用又は利用許諾した日から60日以内* <sup>2</sup> ) ※専用実施権、専用利用権の設定をする場合は、専用実施権等設定承認申請書によるNEDOの事前承認が必要(著作権及びノウハウを除く)			

\* 2 : 外国出願の場合は90日以内

\* 3 : 2009年度以降の新規契約に係る成果から適用

\* 4 : 2015年11月15日以降の新規契約に係る成果から適用

産業財産権出願通知書および産業財産権等出願後状況通知書に記載された出願番号、登録番号等を確認するため、例えば出願プルーフ、特許証、特許公報、登録済通知書等のエビデンスを添付してください。